

広島県スポーツ少年団 顕彰要綱

第1条 広島県スポーツ少年団設置規程第4条第7号に基づき、この要綱を定める。

第2条 顕彰は、広島県スポーツ少年団本部長（以下「本部長」という。）が行い、表彰状及び感謝状を贈る。

第3条 この顕彰は、次の各号に該当するものについて行う。

- (1) 永年にわたりスポーツ少年団の発展向上に貢献し、特に顕著な功績のある市町スポーツ少年団及び単位スポーツ少年団を表彰する。
- (2) 永年にわたりスポーツ少年団の指導・育成に貢献し、特に顕著な功績のある登録者（指導者、役員、スタッフ）を表彰する。
- (3) 永年にわたりスポーツ少年団の指導・育成に貢献し、特に顕著な功績のあった退任者（指導者、役員、スタッフ）に対し、感謝状を贈呈する。
- (4) その他、本部長が特に功績顕著であると認めた者を表彰する。

第4条 顕彰は、会計年度毎に行う。

第5条 顕彰の対象となるものの決定は、広島県スポーツ少年団常任委員会（以下「常任委員会」という。）において行う。ただし、第3条第3号については、本部長が専決することができる。

第6条 本要綱は、広島県スポーツ少年団常任委員会の同意を得たのち、本会理事会の承認を受けて変更することができる。

第7条 この要綱について必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年6月1日より改正し、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年5月27日より改正し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月24日より改正し、令和2年4月1日から適用する。